

上記審査請求人(以下「請求人」という。)が平成21年8月12日付けで提起した生活保護法(昭和25年法律第144号。以下「法」という。)第63条の規定による費用返還決定処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主

新潟市長(以下「処分庁」という。)が平成21年6月12日付け新江健第932号により行った、費用返還決定処分(以下「本件処分」という。)を取り消す。

不服の要旨

本件審査請求の趣旨は、処分庁が請求人に対して平成21年6月12日付けで行った本件処分について、その取り消しを求めるというものであり、その理由の要旨は次のとおりである。

- (1) 処分庁は本件処分の決定に当たり、請求人には自立更生に必要な額があるにもかかわらず、自立更生計画額(被保護世帯の自立更生のために充てられる額。以下「自立更生額」という。)について必要な検討をせず、返還額を決定していること。
- (2) 請求人の知人に対する債務の返済は、請求人の社会とのつながりの確保・維持のために必要であり、請求人の社会生活自立支援として、知人への返済額を自立更生額として認めるべきであること。

裁決の理由

1 処分庁の弁明

処分庁の弁明の趣旨は、本件審査請求の棄却を求めるものであり、その理由は次のとおりである。

- (1) 請求人が、遡及年金を受給したため、保護の実施要領(次)第8-3-(2)-アー(ア)に基づき、その実際の受給額を収入として認定した。
- (2) 遡及年金については、全額返還対象として生活保護法第63条に基づき返還決定したものである。

2 請求人の反論

- (1) 処分庁の弁明書には本件処分の決定を適当とする具体的かつ明確な事情に関する言及がない。
- (2) 新潟市江南福祉事務所の保護台帳にも検討経過及び結果に対する具体的記述は見当たらない。
- (3) 以上のことから、本件について、処分庁が自立更生額について具体的検討を経ずに、生活保護法第63条と厚生労働事務次官通知第8-3-(2)-ア-(ア)を形式的に適用したことは明らかであり、手続き及び結論において不当であることは自明である。
- (4) したがって、本件処分は取消を免れないものと思料する。

3 当事者の争点

審査請求書、弁明書並びに反論書から本件審査請求の争点を要約すると、次のとおりである。

- (1) 処分庁は処分を行うにあたって、検討すべき事項について検討を行うなど、適正な手続きを経て本件処分を行っているか。
- (2) 処分庁が、請求人の知人に対する債務の返済を自立更生額として認めなかったことは妥当か。

4 認定事実

当事者の主張及び提出された証拠から、次の事実が認められる。

- (1) 請求人は、平成14年10月24日から法に基づく保護を受けていたところ、年金の受給資格を有していたことが判明し、裁定手続きを行って、平成21年4月15日に、平成16年4月から平成21年3月までの年金4,894,131円の給付を受けた。
- (2) 処分庁が平成19年1月から平成21年4月までに支弁した扶助費は13,123,300 円であり、その内訳は、生活扶助720,800円、医療扶助12,402,500円である。
- (3) 処分庁は、知人に対する債務の返済を自立更生額として認めて欲しいとの請求人の申し出を受けて、平成21年6月3日にケース診断会議を開催し、請求人の知人に対する債務の存在が認定し難いこと及び知人に対する債務を返済しなければ請求人の自立生活を著しく阻害するとは認められないことから、自立更生額を認めず、受給した年金額を限度として支給した保護費の全額を返還させることとした。
- (4) 処分庁のケース診断会議結果表、ケース記録票並びに本件処分に係る起案において、「知人に対する債務の返済」以外に自立更生額認定の可否についての、検討経過等の記述は認められない。
- (5) 処分庁は、平成21年6月12日付で、平成16年4月から21年1月分までの年金4,687,871円を返還するよう文書で通知したが、同通知には自立更生額の決定理由が記載されていない。

5 審査庁の判断

(1) 費用返還決定について

処分庁が平成21年6月12日付で行った費用返還決定は、上記認定事実のとおり、処分庁が年金を法第63条に定める資力と認定した上で、同条に基づき行ったものである。

法第63条は、被保護者が急迫の場合において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、速やかにその受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならないと定めている。この資力とは、法第4条に定める利用し得る資産、能力その他あらゆるものを含むものとしている。

本件の場合、処分庁は、請求人が平成21年4月15日に受給した平成16年4月から平成21年3月までの年金のうち、平成16年4月から平成21年1月までのものを請求人の資力と認定したものであり、これは法第4条に定める資産等の範囲に含まれるものであるから、法第63条の規定に基づき、費用返還決定を行ったことは妥当である。

(2) 返還対象額について

処分庁は、請求人が受給した年金 4,894,131 円のうち平成21年2月分と3月分を除く4,687,871 円を返還対象額として決定している。

一方で、処分庁が請求人に対して支弁した保護費は平成19年1月から平成21 年4月分までで13,123,300円である。

返還対象額とした年金額 4,687,871 円は、処分庁が支弁した保護費の範囲内にあり、 法第 6 3 条の規定による「その受けた保護金品に相当する金額の範囲内」であるか ら、適正であると判断される。

(3) 費用返還額の決定について

知人に対する債務の返済を自立更生額として認めて欲しいとの請求人の申立に対して、処分庁は、ケース診断会議で検討した上で自立更生額を認めず、保護の実施要領(次)第8-3-(2)-ア-(ア)に基づき、実際の年金受給額全額について、法63条の規定により返還決定したものである。

処分庁が、請求人の知人に対する債務の返済を自立更生額として認めなかったことについては、そもそも、処分庁が当該債務の存在を認めず、具体的な検討を行っていないことから、その妥当性について当庁としては判断は行わない。

しかしながら、自立更生額認定の可否について検討するに当たって考慮すべき事情は、請求人の「知人に対する債務の返済」に限られるものではなく、請求人の今後の生活設計等から判断して、自立更生のために真に必要な額の有無について検討を行うことが必要であるところ、自立更生額認定の可否についての検討を行ったと認められる記録はなく、したがって、この検討を経ずに行った本件処分は適正なものとは認められない。

(4) 返還決定通知書における理由の附記について

行政処分の決定通知書には、決定の理由を附さなければならず、その理由は、どのような事実と法的理由により当該処分が行われたのか、処分の相手方が十分了知できる程度に示すことが必要であるところ、返還額決定通知書に自立更生額を認めないと決定した理由を附記していないことから、本件処分は、適法とは認められない。

6 結論

以上のことから、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第40号第3項の 規定により、主文のとおり裁決する。

平成22年10月1日

新潟県知事 泉田



(付記)

- 1 この裁決について不服があるときは、裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、厚生労働大臣に再審査請求をすることができます。
- 2 この裁決について不服があるときは、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内(裁決についての再審査請求を行った場合は、当該再審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内)に、新潟県を被告(訴訟においては知事が被告の代表者となります。)として新潟地方裁判所にこの裁決についての取消の訴えを提起することができます。